

子育て世代包括支援センターとネウボラのエッセンス

横山 美江

大阪市立大学大学院 看護学研究科

わが国では、母子保健法の改正により、平成29年4月から子育て世代包括支援センターを市町村に設置することが努力義務とされた。同センターは、妊娠・出産包括支援事業と子ども・子育て支援新制度の利用者支援や子育て支援などを包括的に運営する機能を担うものであり、妊娠・出産・子育てに関するマネジメントを行うことが期待されている。しかし、具体的な運用については、各市町村の創意工夫が求められており、これまでの母子保健との違いや今後の取り組みに対して、戸惑いの声も少なからず聞かれている。

一方、日本におけるこれまでの母子保健領域では、多くの自治体でリスクのある家庭への支援、すなわちハイリスクアプローチに重点をおいて保健師活動が行われてきた。ハイリスク家庭に対して、きめ細かく寄り添い、子育て支援をする保健師の姿勢は、関係機関や関係職種からも高い評価を得ているものの、わが国の児童虐待相談対応数は増加の一途をたどっている。これに対し、フィンランドのネウボラでは、ポピュレーションアプローチに重点をおいて支援が実施され、担当保健師が妊娠期から就学前に至るまで全ての子どもをもつ家族への継続支援がなされている。このような支援により、フィンランドでは児童虐待の発生数が少ない。これらのことは、ハイリスクアプローチに重点をおいた活動だけでは、十分に児童虐待の発生を予防することが難しいことを示している。

他方、日本においても、日本版ネウボラを標榜される自治体も多数見受けられるようになった。それらの個々の取り組みについては、大変優れた取り組みが多いものの、日本版ネウボラの殆どはフィンランドのネウボラのシステムをモデルとしたものではない。多くの日本版ネウボラは、保健事業等を繋げて日本版ネウボラとされている。しかし、フィンランドのネウボラのシステムは保健事業を繋げてネウボラの支援としているものではなく、同じ担当保健師が継続的に支援していることがシステムの中核である。本シンポジウムでは、フィンランドのネウボラで活躍する保健師の活動やエッセンスとなるシステムを紹介させていただくとともに、自治体における母子保健システムの再構築を行った事例を紹介し、子育て世帯包括支援センターのあり方を議論したい。